

薬学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：毒性学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○薬学委員会 食料科学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>文明の発達により、人々の生活の向上を目指し新規の製法により新規の物質や用途が続々と生み出される。しかし、歴史が示す様に、それらは「非意図的な有害性」を發揮し、人体、環境生物、生態系に害を及ぼす可能性を常に内在している。</p> <p>「毒性学」はこの非意図的な有害性による被害を防ぐべく、毒性発現機構の解明、評価法の開発、規制や、Green Chemistry を含む新規開発のための情報発信等、多岐にわたる使命を負っている。</p> <p>当分科会はこの使命に鑑み、薬、農、食品科学、医、獣医、疫学、中毒、環境、公衆衛生等の生物系領域に、化学合成、物性、測定等の工学系領域を加え「学協会では代替できない審議」を幅広く推進する事を目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 生物系と工学系の研究者の審議による、毒性学の学術的基盤の強化、新規生産物の非意図的毒性による被害の未然防止に向けた「意思の表出」</p> <p>2. 毒性学関連分野の研究基盤の強化に向けた社会実装とそれに向けた啓蒙活動（シンポジウム開催、ワークショップ開催等）</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年3月25日～令和8年9月30日
6	備考	